商品・制度等その他の取り扱い

●積立金残高のお知らせ

年1回以上原則として勤務先を経由して契約者に積立金残高等についてお知らせします。

●契約者配当金

・年金支払開始日以前の契約者配当金 ： 契約後2年目からの配当金は利息をつけて積み立てておき、年金額の増額にあてます。なお、この積立利率（配当金積立利率）は今後の金利水準などにより変動します。

・年金支払開始日後の契約者配当金 ： 年金支払開始後2年目からの配当金は年金額の増額にあてます。

●年金について

・積立金による年金 ： 年金支払開始日までに積み立てられた「積立金」による年金です。

・増 額 年 金 ： 年金支払開始日までに積み立てられた「配当金」により増額された年金です。

・増 加 年 金 ： 年金支払開始2年目以降の「配当金」により増額された年金です。

●年金支払期間中に被保険者が死亡した場合

・確 定 年 金 ： 残りの年金支払期間の未払年金の現価をお支払いします。

・10年保証終身年金 ： 第10回年金支払日前に死亡したときは、第10回までの年金のうちの未払年金の現価をお支払いします。

●年金開始後の解約

10年保証終身年金は年金支払開始日以降の解約は取り扱いません。

●退職等の場合の取り扱い

契約者が、保険料払込期間中、退職や役員昇格により勤労者でなくなり2年経過したときは、契約は解約されたものとみなします。勤務先を退職した場合でも、退職日から2年以内に転職して新しい勤務先が財形年金制度を採用している場合は、所定の手続きをすることにより契約を継続できます。

●育児休業等を取得する場合の取り扱い

3歳未満の子について育児休業等を取得する場合、その開始日までに所定の手続きをすることにより、休業期間中の保険料の払い込みを中断して契約を継続できます。

●海外転勤の場合の取り扱い

海外勤務期間中でも、契約を継続できます。ただし海外勤務期間が7年以内の場合に限ります。

●契約内容の変更

保険料払込期間中に限り、所定の範囲内で次のような変更を取り扱います。（勤務先を経由してお申し出ください。）

・保険料の払込方法の変更

・保険料額の変更

・保険料払込期間の変更

・年金支払開始日、年金の種類・型、年金支払回数等の変更

●高度障害状態に該当した場合の取り扱い

災害高度障害保険金または高度障害給付金をお支払いした場合、高度障害日（被保険者が高度障害状態に該当した日として、第一生命が認定した日）にさかのぼって契約は消滅します。

【契約締結における担当者の役割】

●生命保険契約は、お客さまと第一生命との間で締結される契約であり、お客さまからの申し込みをいただき、第一生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権はありません。

【一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」】

●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細については、「重要事項説明書（注意喚起情報）」をご参照ください。

【第一生命の苦情相談窓口】

●生命保険の手続きや契約に関する苦情・相談については、「ご契約成立のお知らせ（契約者証）」および「ご契約のしおり－約款」に記載の担当課またはお近くの第一生命へご連絡ください。

受付時間 ： 月～金曜日 9 ： 00～17 ： 00
（祝日・年末年始を除く）

（登）C26P0007(2026.4.28) コンサル教育 2026年6月版

第一生命
Daiichi Life Group

第一の 財形年金貯蓄

財形年金積立保険

ご注意

■「商品パンフレット（契約概要）」は、契約内容などに関する重要な事項のうち、特に確認いただきたいことを記載していますので、契約前に必ずお読みください。

■保険金などのお支払いができない場合についてもあわせてお読みください。―― **2ページの※4**

■「商品パンフレット（契約概要）」に記載の支払事由や給付内容に関する制限事項等は、概要や代表事例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および別途送付する「ご契約のしおり－約款」に記載していますのでご確認ください。

■契約の際には、あわせて「重要事項説明書（注意喚起情報）」も必ずお読みください。

■税務の取り扱いについては、2026年4月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

■この「商品パンフレット（契約概要）」は、2026年4月時点の関係法令にもとづくもので、今後関係法令の改正等により取り扱いが変わる場合もあります。

■第一生命の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、第一生命の口座以外へ振込を案内することはありません。また、暗証番号をお伺いすることもありません。（第一生命委託先代理店も同様です。）

引受保険会社
第一生命保険株式会社
〒100-8411
東京都千代田区有楽町1-13-1
電話（03）3216-1211（大代表）
◎第一生命ホームページ
https://www.dai-ichi-life.co.jp/

お届けしたのは…

この「商品パンフレット（契約概要）」は、表紙を含め全4ページで構成されています。

第一の財形年金貯蓄の特徴

1. **便利な給与天引き貯蓄です。**手間がかからず無理なく老後資金づくりができます。
2. **非課税制度が利用できます。**保険料累計額385万円まで（財形住宅貯蓄とあわせて550万円まで）非課税で貯められます。
3. **一生涯にわたって受け取れる終身年金も選べます。**

しくみと給付内容

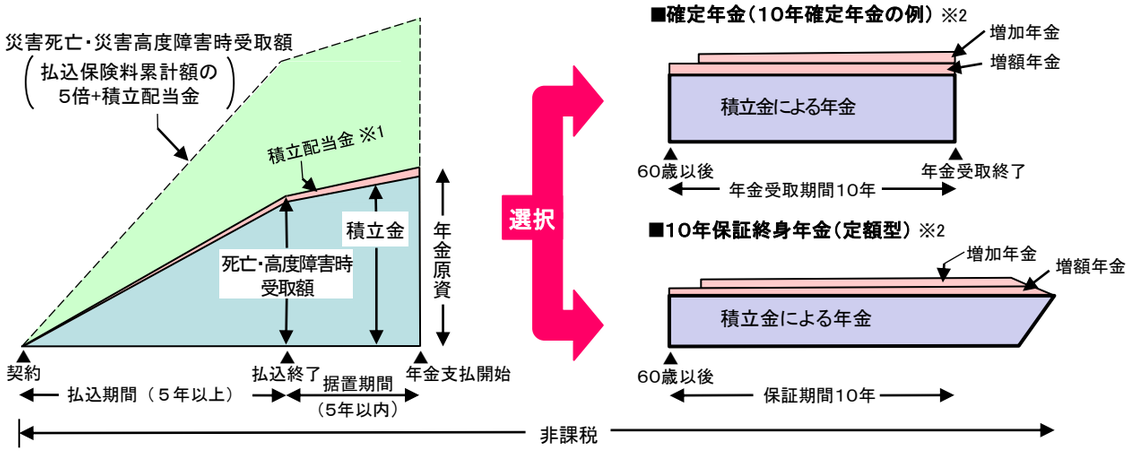

●年金

被保険者（契約者）が年金支払開始日以後に生存しているときは、年金原資を元につぎのいずれかの年金をお支払いします。

- 確定年金
  受取期間が6年、10年または15年の年金です。
- 10年保証終身年金
  被保険者が生存している限り、終身にわたり受け取れる年金です。第10回の年金を受け取る前に被保険者が死亡したときは、未払年金の現価をお支払いします※3。

※1 積立配当金については3ページ留意事項②をご確認ください。

※2 積立金による年金、増額年金、増加年金については4ページをご覧ください。

※3 第10回の年金支払後に被保険者が死亡した場合、以後の年金のお支払いはありません。受取回数によっては、**年金受取累計額が払込保険料累計額を下回ることがあります。**3ページ受取年金額例表をご確認ください。

●災害死亡・災害高度障害保険金

被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故により、その事故の日から数えて180日以内、かつ、年金支払開始日前に死亡したときまたは所定の高度障害状態に該当したときは、災害死亡・災害高度障害保険金（事故の発生時における払込保険料累計額の5倍相当額）をお支払いします※4。また、被保険者が責任開始期以後に発病した所定の感染症を直接の原因とし、年金支払開始日前に死亡したときは、第一生命が認定した発病時における払込保険料累計額の5倍相当額の災害死亡保険金をお支払いします。

●死亡・高度障害給付金

被保険者が、年金支払開始日前に死亡したときまたは所定の高度障害状態に該当したときは、災害死亡・災害高度障害保険金をお支払いする場合を除き、死亡・高度障害給付金（死亡日または所定の高度障害状態に該当した日時点の積立金額）をお支払いします。

※4 **保険金などをお支払いできない場合があります。**たとえば、事故の日から数えて180日を超えてから事由に該当しても、災害死亡・災害高度障害保険金の支払対象とはなりません。

取り扱い

●加入できる方
15歳以上55歳未満で、勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している従業員の方。

●契約者等
契約者、被保険者、年金の受取人は、同一の勤労者とします。

●1人1契約の条件
財形年金貯蓄は1人1契約（指定の1金融機関）に限ります。

●保険料の払い込み
保険料は、毎月払、毎賞与時払、または毎月払と毎賞与時払を併用して払い込んでください。保険料は給与から控除し、定期的に払い込みいただきます。

●保険料払込期間：5年以上

●年金支払開始：60歳以上70歳以下の契約応当日

●年金の種類と型
①確定年金：年金支払期間が6年、10年または15年の定額型
②10年保証終身年金：定額型、逓増型
＜年金の型について＞
- 定額型：各回の年金額は第1回の年金額と同額です。
- 逓増型：第2回以後の年金額は、所定の割合で増加していきます。
- 前厚型：払込満了時に選べます（6年確定年金は除く）。第1回から第5回までの年金額は第1回年金額と同額で、第6回以後は第1回年金額の50%相当額となります。

●年金支払回数：年1回払、年4回払

税務の取り扱い

●保険料累計額385万円まで（財形住宅貯蓄とあわせて550万円まで）は、払込期間・年金受取期間を通じて非課税です。

●保険料累計額は「財産形成非課税年金貯蓄申告書」に記載された最高限度額までとなります。申告書の最高限度額は保険料累計額が385万円以内（財形住宅貯蓄とあわせて550万円まで）です。

●目的どおり年金で受け取れば、すべて非課税となります。

●解約した場合は要件違反となり、原則として差益は一時所得課税対象となります。

●年金開始日以後5年以内に一括払（解約）した場合、すでに非課税で受け取った差益に対して、遡及して20.315%の源泉分離課税となります。

受取年金額例表

〈お客さまの契約の保険料等の詳細については、申込書にてご確認ください。〉

毎月払または毎賞与時払の積立額（給与天引きの保険料）および払込年数により、年金原資および積立金による年金額はつぎの表のとおりになります。（保険料が定期に払い込まれたものとして計算しています。） なお、払込保険料累計額の最高限度は毎月払・毎賞与時払の合計で判定します。

年齢	払込年数	毎月払 1万円の場合		10年確定年金の場合《60歳払済60歳年金支払開始（男女共通）》		10年保証終身年金（定額型）の場合《60歳払済60歳年金支払開始（男性）》		
		払込保険料累計額	年金原資	積立金による年金額	10年間の受取累計額	積立金による年金額	80歳までの受取累計額	90歳までの受取累計額
歳	年	万円	円	円	円	円	円	円
41	19	228	2,321,420	234,900	2,349,000	90,300	1,896,300	2,799,300
42	18	216	2,197,120	222,300	2,223,000	85,500	1,795,500	2,650,500
43	17	204	2,073,060	209,800	2,098,000	80,600	1,692,600	2,498,600
44	16	192	1,949,240	197,300	1,973,000	75,800	1,591,800	2,349,800
45	15	180	1,825,670	184,800	1,848,000	71,000	1,491,000	2,201,000
46	14	168	1,702,330	172,300	1,723,000	66,200	1,390,200	2,052,200
47	13	156	1,579,230	159,800	1,598,000	61,400	1,289,400	1,903,400
48	12	144	1,456,360	147,400	1,474,000	56,700	1,190,700	1,757,700
49	11	132	1,333,740	135,000	1,350,000	51,900	1,089,900	1,608,900
50	10	120	1,211,340	122,600	1,226,000	47,100	989,100	1,460,100
51	9	108	1,089,180	110,200	1,102,000	42,400	890,400	1,314,400
52	8	96	967,250	97,900	979,000	37,600	789,600	1,165,600
53	7	84	845,550	85,600	856,000	32,900	690,900	1,019,900
54	6	72	724,080	73,300	733,000	28,200	592,200	874,200

年齢	払込年数	毎賞与時払（年2回払）10万円の場合		10年確定年金の場合《60歳払済60歳年金支払開始（男女共通）》		10年保証終身年金（定額型）の場合《60歳払済60歳年金支払開始（男性）》		
		払込保険料累計額	年金原資	積立金による年金額	10年間の受取累計額	積立金による年金額	80歳までの受取累計額	90歳までの受取累計額
歳	年	万円	円	円	円	円	円	円
41	19	380	3,870,570	391,700	3,917,000	150,600	3,162,600	4,668,600
42	18	360	3,663,310	370,700	3,707,000	142,500	2,992,500	4,417,500
43	17	340	3,456,470	349,800	3,498,000	134,500	2,824,500	4,169,500
44	16	320	3,250,020	328,900	3,289,000	126,400	2,654,400	3,918,400
45	15	300	3,043,980	308,100	3,081,000	118,400	2,486,400	3,670,400
46	14	280	2,838,330	287,200	2,872,000	110,400	2,318,400	3,422,400
47	13	260	2,633,080	266,500	2,665,000	102,400	2,150,400	3,174,400
48	12	240	2,428,220	245,700	2,457,000	94,500	1,984,500	2,929,500
49	11	220	2,223,760	225,000	2,250,000	86,500	1,816,500	2,681,500
50	10	200	2,019,690	204,400	2,044,000	78,600	1,650,600	2,436,600
51	9	180	1,816,010	183,800	1,838,000	70,600	1,482,600	2,188,600
52	8	160	1,612,710	163,200	1,632,000	62,700	1,316,700	1,943,700
53	7	140	1,409,790	142,700	1,427,000	54,800	1,150,800	1,698,800
54	6	120	1,207,260	122,200	1,222,000	47,000	987,000	1,457,000

留意事項〈必ずお読みください〉

①積立金による年金額や年金原資は現時点で確定しておらず、変動（増減）します。

記載の積立金による年金額や年金原資は、2026年6月時点の基礎率等（予定利率・予定死亡率等）がそのまま推移したと仮定して計算したものです。金利水準の低下その他著しい経済変動、財形法の改正等により特に必要があるときには、約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがあり、その場合には、**例示している年金額や年金原資を大きく下回る可能性があります。**したがって、**記載の積立金による年金額・年金原資は将来の受取額を約束するものではありません。**年金額は年金支払開始直前に確定します。

②記載の数値には、積立配当金、配当金による年金額（増額年金・増加年金）を含んでいません。

配当金額は、それぞれの支払時期の前年度決算により決定しますので将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。**今後の経済事情などにより配当金額は変動（増減）しますので、運用実績によっては配当金が支払われないこともあります。**このため、配当金による**増額年金・増加年金のお支払いがないことがあります。**

③解約返戻金が払込保険料累計額を下回ることもあります。

積立金は、払込保険料から災害死亡保険金などのお支払いや契約の維持運営にあてられる経費を月々控除したものに、予定利率0.5%（2026年6月時点）を付利して積み立てられたものです。このため、毎月一定額を継続して払い込んだ場合、**解約の時期によっては、解約返戻金が払込保険料累計額を下回ります。**なお、途中で保険料を増額した場合などには、解約返戻金が払込保険料累計額を下回る期間がより長くなることがあります。また、他の金融機関からの預替えにより第一生命商品に加入する場合にも、当初の積立金は預替え時の元本を下回ることがあります。

④財形年金貯蓄の保険料は、一般の生命保険と異なり生命保険料控除の対象にはなりません。また、契約者貸付や自動貸付は取り扱いません。

財形年金貯蓄の契約者は財形住宅融資が受けられます。

●持家の取得（住宅の新築、購入、増改築）に際し、財形貯蓄残高を基準とする所定の限度額まで、独立行政法人住宅金融支援機構等から融資を受けることができます。融資を受ける場合の要件・手続き・利率などの詳細は、勤務先の厚生担当者または独立行政法人住宅金融支援機構等の融資業務を扱っている機関にお問い合わせください。